

議案第40号

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年6月5日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第3条第2号中「の全部並びに」を「、」に、「及び字考戸」を「、字考戸及び字蔵引」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 北本市栄の一部

附 則

この条例は、北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業の事業計画の第4回変更の公告の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。